



皆様の御理解と御協力のもと 裁判員制度は施行から 10周年を迎えます！



平成21年5月から実施されている
裁判員裁判は国民の皆様の御理解と御協力により、
本年5月に制度施行10周年を迎えることになりました。

静岡地方裁判所では制度施行10周年を迎えるにあたり、裁判官が皆様の職場や学校等にお伺いし、裁判員制度の意義や運用状況等をお伝えするとともに、皆様の疑問や不安に感じる点を直接お伺いする出前講義を実施します。

対象 静岡県内の企業、学校、PTA、自治体（15名程度以上）

日時 平日の昼間の1時間程度

場所 ご希望の場所（職場や学校等に裁判官がお伺いします）

内容 裁判員制度の概要説明及び質疑応答等（その他ご要望があればご相談ください。）

お申込み・お問合せ先

- ・静岡地方裁判所事務局総務課広報係
- ・静岡地方裁判所沼津支部庶務課
- ・静岡地方裁判所浜松支部庶務課

※ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く）

電話：054-251-6241
電話：055-931-6000
電話：053-453-7155

